

## 資料編4 用語の解説

### あ行

#### 【IADL】

→「Instrumental Activities of Daily Living」の略で、手段的日常生活動作（交通機関の利用、買い物、食事の支度、洗濯、服薬・金銭の管理等、自立した生活を営むための日常的な活動）のことです。

#### 【ICT（情報通信技術）】

→「Information and Communication Technology」の略で、コンピューター等を活用した情報通信技術のことです。

#### 【アセスメント】

→利用者に関する情報を収集・分析し、自立した日常生活を営むために解決すべき課題を把握することをいいます。

#### 【一般介護予防事業】

→総合事業に位置づけられた事業で、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりや、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進するなど、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的とした事業のことです。

#### 【医療介護連携相談センター】

→医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療機関と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進するため、在宅医療・介護連携に関する相談支援等の業務を行う機関のことです。

#### 【運営指導】

→サービスの質の確保や保険給付の適正化を図ることを目的として、市町村の担当者が原則的に介護サービス事業所を訪れ、関係書類の閲覧や関係者との面談により行う指導です。

#### 【運営推進会議】

→地域密着型サービス事業者が、地域との連携やサービスの質の向上を図ることを目的として設置するものです。利用者、家族、地域の代表者、市町村の職員、高齢者あんしんセンターの職員、有識者等によって構成され、概ね2か月に1回以上開催することとされています。

#### 【NPO法人】

→NPO法人とは、特定非営利活動推進法（NPO法）に基づき社会貢献活動を行う営利を目的としない特定非営利活動法人のことです。福祉や教育、まちづくり、環境、国際協力などの分野において、多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

#### 【オレンジガイドブック】

→認知症を正しく理解してもらうとともに、認知症の進行に合わせた制度やサービス等の情報をまとめた冊子のことです。

#### 【オレンジサポーター】

→市では、認知症になっても安心して暮らせるまち高崎を目指して、認知症を理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る人「認知症サポーター」を養成しています。認知症サポーター養成講座を受講し、地域で活動する意思のある方を「高崎市オレンジサポーター」として登録しています。

## ■資料編4 用語の解説

### か行

#### 【介護給付】

→要介護認定を受けた被保険者に対する保険給付で、居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費等の支給があります。

#### 【介護支援専門員】

→「ケアマネジャー」で解説

#### 【介護者のつどい】

→介護者応援ボランティアが開催している、認知症の人を介護している人や認知症の不安を感じている人たちのサロンです。

#### 【介護福祉士】

→身体精神的障害があり、日常生活に支障がある者の介護をする国家資格を有する専門職のことです。

#### 【介護報酬】

→介護保険制度において、介護サービス事業者が、利用者に介護サービスを提供した場合に、対価として支払われる報酬のことです。

#### 【介護保険運営協議会】

→介護保険の適正な運営を推進するために市町村が設置する機関で、介護保険被保険者の代表をはじめ、保健・医療・福祉分野における学識経験者、介護サービスの従事者、公募市民等から市長が委嘱する委員により構成されます。

#### 【介護保険施設】

→施設サービスを提供する、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の3つの施設を総称したものです。

#### 【介護予防サポーター】

→介護予防サポーター養成研修を受講し、高齢者の介護予防の促進を図るとともに、地域において介護予防の取り組みを普及し、地域住民の健康と福祉の増進に貢献することを目的に活動するボランティアです。

#### 【介護予防・生活支援サービス事業】

→要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、訪問型サービスや通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントから構成された多様なサービスを提供します。

#### 【介護予防・日常生活支援総合事業】

→介護サービス事業者だけでなく、NPO、住民ボランティア等が参画する多様なサービスにより、要支援者等に対する介護予防および生活支援を行う事業のことで、市町村が実施することとされています。この事業の創設に伴い、介護予防給付の対象となっていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、総合事業におけるサービスに移行することとなりました。

#### 【介護予防のための地域ケア個別会議（定期型）】

→個別課題の検討を通し、課題の解決、ネットワーク構築、地域課題の把握を目指す地域ケア個別会議のうち、主に多職種の専門的な助言を得る事で、介護予防に資する支援につなげることを目的として行う会議です。

#### 【介護予防フェスティバル】

→幅広い年代や地域の人を対象に、元気なうちから介護予防について正しく理解し、自身の介護予防の取り組みができるよう介護予防活動の普及啓発（情報発信）を行う住民参加型のイベントです。

**【介護医療院】**

→主に長期にわたり療養が必要な人が対象の施設で、医療と介護（日常生活上の世話）を一体的に受けることができます。

**【介護老人福祉施設】**

→「特別養護老人ホーム」で解説

**【介護老人保健施設】**

→状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。

**【介護ロボット】**

→利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つロボット技術が活用された介護機器のことです。移乗・移動支援や排せつ支援、認知症の方の見守りなどの場面で活用されています。

**【かかりつけ医】**

→特定の疾患の専門医ではなく、日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか、健康管理上の助言などもしてくれる身近な医師のことです。

**【看護小規模多機能型居宅介護】**

→小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、通所、訪問、短期間の宿泊での介護や医療・看護のケアが受けられるものです。

**【基幹型センター】**

→地域の中で基幹的な役割を担い、高齢者あんしんセンター間の総合調整や介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンターのことで、市（長寿社会課）がその役割を担っています。

**【協議体】**

→住民を中心として、NPO、民間企業、ボランティアなどの多様な人たちが協力しながら、高齢化が進む社会の中で、地域での支え合いについて定期的に話し合い、自分達で出来ることを考える場のことです。

**【居宅サービス】**

→訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与等、在宅生活を支援するための介護保険上のサービスのことです。

**【居宅サービス費】**

→居宅サービスを利用したときに保険者から支給される介護保険法に基づく給付のことです。

**【ケアプラン】**

→要支援、要介護に認定された方や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容、スケジュール、提供する介護サービス事業者等を定めた介護サービス計画のことです。

**【ケアマネジメント】**

→介護支援専門員が、ケアプランの作成や市町村・介護サービス事業者との連絡調整などを通じて、介護サービスの利用者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるようにすることをいいます。

**【ケアマネジャー（介護支援専門員）】**

→介護保険法では介護支援専門員といい、介護サービスの利用者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう、利用者からの相談受付、ケアプラン作成、市町村・介護サービス事業者との連絡調整等を行う専門職のことです。

## ■資料編4 用語の解説

### 【軽度認知障害】

→認知機能が正常ではないものの認知症ではなく、正常と認知症の中間の状態にあることをいいます。

### 【軽費老人ホーム】

→高崎市の軽費老人ホームにはA型及びケアハウスの2つの形態があります。A型とは親族のいない人や家族との同居が難しい人で、身の回りのことは自分でできるものの日常生活に不安がある人が比較的低額な料金で入所できる施設のことです。ケアハウスとは身体機能の低下や家庭環境などにより在宅生活が困難な60歳以上の人を対象とし、日常生活上必要な生活支援サービス等を低額な料金で提供している入居施設のことです。

### 【元気づくりステーション】

→長寿センターや福祉センターで、高齢者が楽しみながら参加できる体操や専門職による介護予防に関する講話を定期的に行うものです。

### 【健康増進計画】

→健康増進法に基づいて地方公共団体が定める住民の健康の増進の推進に関する計画のことです。

### 【高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施】

→人生100年時代を見据え、健康寿命を延伸するため、フレイル対策等の介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する取り組みのことです。

### 【国勢調査】

→国内の人口や世帯の状態を明らかにするために5年に1度実施される国内に住む全ての人と世帯を対象とした統計調査のことです。

### 【国民健康保険団体連合会】

→都道府県ごとに保険者が共同して設立する団体で、国民健康保険の診療報酬の審査・支払や介護保険のサービス費の請求に関する審査・支払などに関する事務を行っています。

### 【国保連合会介護適正化システム】

→国民健康保険団体連合会が、介護給付費等の審査支払業務を通じて保有する給付実績から、保険者等が主に介護費用面における適正化対策に活用するための情報提供を行うシステムのことで、市町村は、このシステムを活用することにより、これらのデータを確認することができます。

### 【こども救援センター】

→年々増加する児童虐待に対応する高崎市の部署です。家庭児童相談、児童虐待相談、女性相談を受け付けており、それぞれが抱えている不安や悩みを解決するため、一人ひとりに寄り添った支援を行っています。

## さ行

### 【サービス付き高齢者向け住宅】

→一定の面積、設備基準を満たしたバリアフリー構造の建物で、安否確認や生活相談などのサービスを提供する高齢者向けの住宅のことです。

### 【財政安定化基金】

→都道府県に設置され、市町村の介護保険財政において、見込みを上回る介護給付費の増加や保険料の収納不足が生じた場合に、資金の交付や貸付を行うものです。基金の財源は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担するものとなっています。

### 【支給限度額】

→介護保険の居宅サービスなどを利用した場合に、要支援・要介護状態区分に応じて、1か月に保険給付を受けることができる上限の額のことです。支給限度額を超えてサービスを利用した場合には、サービスに係る費用の限度額を超えた部分が全額自己負担になります。

**【施設サービス】**

→在宅での生活が困難な方が、介護保険施設に入所して受けるサービスです。要介護 1～5 の認定を受けた人が利用できます。

**【市民後見人】**

→弁護士や司法書士などの専門職や親族以外の市民による後見人のことです。

**【社会福祉協議会】**

→民間の社会福祉活動を推進することを目的とし、都道府県、市町村ごとに設置される社会福祉法人です。地域住民、民生委員・児童委員、福祉・保健・医療・教育等に関する関係機関の参加・協力のもと、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、地域の福祉増進のための活動を行います。

**【社会福祉士】**

→昭和 62 年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法」による国家資格を有する者で、日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、援助を行います。

**【若年性認知症】**

→18 歳以上 65 歳未満で発症する認知症のことです。

**【若年性認知症支援コーディネーター】**

→若年性認知症の人やその家族に対して、必要なサービスにつなぐための調整役となる者のことです。県に配置されており、市町村と連携して支援業務を行います。

**【集団指導】**

→サービスの質の確保や保険給付の適正化を図ることを目的として、介護サービス事業者を一定の場所に集めたりオンラインの活用により動画を配信したりして、制度の周知などを行う指導です。

**【障害者支援 SOS センター】**

→障害者本人や家族、同僚、友人が、不安や心配、悩みを相談できる窓口です。個々の相談に対し必要な助言をしたり、関係機関等に繋ぐコーディネートを行ったりします。

**【障害者福祉計画】**

→障害者基本法に基づき市町村が定める障害者施策の基本的な方向性や総合的・長期的な目標を定めた計画のことです。

**【小規模多機能型居宅介護】**

→通所を中心として、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせることができ、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられるサービスです。

**【シルバー人材センター】**

→原則として 60 歳以上の方が会員となって、高齢者にふさわしい仕事を有償で引き受け、これを会員の希望に応じて提供し、仕事の内容と実績に応じ配分金として支払います。高齢者の就業を支援し、能力の積極的な活用を図り、高齢者の福祉の増進に資することを目的としています。

**【生活支援コーディネーター】**

→協議体と一体となって、生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等、各地域の支え合い活動を支援したり、関係する人たちの顔をつないだりして、支え合いの輪を広げる方々です。

**【生活支援ハウス】**

→60 歳以上の者で、かつ、ひとり暮らしなど高齢等のため独立して生活することに不安のある者に対して、一定期間住居等の提供を行う施設のことです。

## ■資料編 4 用語の解説

### 【成年後見制度】

→認知症、知的障害、精神障害等により、物事を判断する能力が十分でない方の権利を保護するため、財産管理や契約手続きなどについて、家庭裁判所から選任された後見人などが代理で行う制度です。

### 【成年後見制度利用支援事業】

→成年後見制度の活用が必要であるにもかかわらず、経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な場合に申立て費用等の助成を行う事業です。

## た行

### 【第1号被保険者】

→市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の介護保険の被保険者をいいます。なお、40 歳以上 65 歳未満の被保険者は第2号被保険者となります。

### 【高崎市介護給付適正化実施計画】

→群馬県の定める「第9期高齢者保健福祉計画」に基づき、介護給付適正化の推進の観点から保険者が実施すべき取組として挙げられている主要3事業である「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検（住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査及び給付実績の活用（医療情報との突合・縦覧点検を除く）を含む）」「医療情報との突合・縦覧点検」、及び「その他の取り組み」についての取扱いを定め、適正化事業の推進を目指すための計画です。

### 【高崎市介護保険運営協議会】

→高崎市介護保険条例により設置された市の附属機関等で、介護保険の被保険者の代表や学識経験者など 20 名の委員で構成されています。介護保険事業計画の策定や見直し、進行政管理のほか、市の介護や高齢者福祉に関する事項などを協議します。

### 【高崎市第6次総合計画】

→2018年度からの10年間におけるまちづくりの理念や将来都市像を定め、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるための市が定めた指針のことです。

### 【団塊の世代】

→1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）に生まれた世代のことです。

### 【団塊ジュニア世代】

→1971年（昭和46年）から1974年（昭和49年）に生まれた世代のことです。

### 【短期入所サービス】

→事業所や施設へ短期間宿泊して食事や入浴などの介護や機能訓練を受けるサービスです。特別養護老人ホーム等で受ける短期入所生活介護（ショートステイ）と介護老人保健施設等で医療によるケアも併せて受ける短期入所療養介護（医療型ショートステイ）の2つがあります。

### 【地域共生社会】

→人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、地域に暮らす人たちが共に支えあう社会のことをいいます。

### 【地域ケア会議】

→高齢者への支援の充実、介護支援専門員等のケアマネジメント実践力の向上、地域課題の解決等を目的として開催する会議のことで、「地域ケア個別会議」「地域別課題検討会議」「地域ケア推進会議」から構成されます。

### 【地域ケア個別会議（随時型）】

→個別課題の検討を通し、課題の解決、ネットワーク構築、地域課題の把握を目指す地域ケア個別会議のうち、本人、家族、地域の関係者等が参加し、主に個別ケースの課題解決と参加者のケアマネジメント実践力の向上を図ることを目的として行う会議です。

**【地域ケア推進会議】**

→「地域ケア個別会議」、「地域別課題検討会議」や高齢者あんしんセンターの訪問・相談を通じて把握した課題で、全市的なものについて、事業化・政策化の検討を行う会議で、高崎市介護保険運営協議会がその役割を担います。

**【地域支え合いサポーター】**

→自分の住む地域のために何かしたいという思いのある方で、地域づくりや生活支援、各地区の協議体の趣旨などに賛同し、高崎市に名簿登録している人のことです。

**【地域支援事業】**

→介護保険法に基づき市町村が実施する事業で、要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活が営むことができるよう支援する事業のことです。

**【地域福祉計画】**

→社会福祉法に基づき市町村が定める地域福祉を総合的・計画的に推進することを目的とした計画のことです。

**【地域別課題検討会議】**

→地域ケア個別会議等から把握した地域課題の検討を通し、地域づくり・社会資源の開発を目指して行う会議です。

**【地域包括ケアシステム】**

→概ね 30 分以内（日常生活圏域）で、生活上の安全・安心・健康を確保するための多様なサービスを、24 時間 365 日を通じて利用しながら、病院等に依存せずに住み慣れた地域で尊厳を持った生活を継続するため、医療や介護の専門職のほか、地域住民やボランティアなど、地域全体で高齢者を支えていく仕組みのことです。

**【地域包括ケア「見える化」システム】**

→都道府県や市町村の介護保険事業（支援）計画等の策定と実施を総合的に支援するための国の情報システムです。

**【地域包括支援センター】**

→地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、介護・保健・医療の向上・福祉の増進を包括的に支援するため、市町村長等が設置する機関で、「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」、「介護予防ケアマネジメント業務」、「包括的・継続的マネジメント支援業務」のほか、「地域ケア会議の推進」「認知症施策の推進」「在宅医療・介護連携の推進」「生活支援サービスの体制整備」に関する業務を行っており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されています。

**【地域密着型サービス】**

→介護や支援が必要となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続することができるようにすることを目的として、平成 18 年に創設された介護保険のサービスの類型です。このサービスを利用できるのは各市町村の区域内の住民に限定されます。

**【チームオレンジ】**

→認知症サポーターの活動の任意性は尊重しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズにあった具体的な支援につなげる仕組みのことです。

**【超高齢社会】**

→国連によると、人口構成に占める 65 歳以上の高齢者が 7%を超えると「高齢化」が始まったとし、14%を超えると「高齢社会」、さらに 21%を超えると「超高齢社会」と定義しています。

## ■資料編4 用語の解説

### 【長寿会】

→地域の60歳以上の人自主的に集まり、生きがいと健康づくりのためのさまざまな活動やその知識を生かして地域を豊かにする社会活動などを行い、老後の生活を豊かなものにするため組織した団体のことです。

### 【長寿センター】

→各種相談、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどの事業を行い、高齢者の生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりのための施設で、老人福祉法に基づく老人福祉センターに該当します。市内には12箇所の長寿センターがあります。

### 【調整交付金】

→市町村間の介護保険料の格差などを調整するため、市町村の実情に応じて交付されるものです。

### 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

→日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護（訪問介護）や日常生活上の緊急時の対応（訪問看護）が受けられるサービスのことです。

### 【特定健康診査】

→40歳以上の人を対象とした生活習慣病予防のための健診で、問診・診察や身体測定、血液検査・尿検査等を行い、健康状態を確認します。40歳から74歳までの人を対象とする「特定健康診査」、75歳以上を対象とする「後期高齢者健康診査」、生活保護受給者等を対象とする「健康増進健康診査」があります。

### 【特定施設入居者生活介護】

→有料老人ホームなどに入所している人が受けるサービスのことで、食事や入浴などの介護や機能訓練を受けられます。

### 【特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）】

→介護保険法では介護老人福祉施設といい、常時介護が必要で、在宅での生活が困難な人が入所し、日常生活上の介護が受けられる施設です。

### 【閉じこもり】

→外出できる状態であるにもかかわらず、1日のほとんどを家の中あるいはその周辺（庭先等）で過ごす等、日常の生活行動範囲が極めて縮小し、社会的関係が失われている状態のことです。

## な行

### 【日常生活圏域】

→日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護保険サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に考慮し、地域の特性に応じて設定したものです。

### 【日常生活自立度】

→認知症の状態に応じた日常生活における自立の度合いを示すものです。

### 【任意事業】

→地域支援事業のうち市町村の判断により行われる事業で、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者や介護者などを対象とし、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とした事業です。事業の種類としては、「介護給付等費用適正化事業」や「家族介護支援事業」などがあります。

### 【認知症カフェ】

→認知症の人やその家族を含め、誰でも気軽に参加でき、カフェのようにお茶を飲みながら語り合う交流の場です。



### 【認知症ケアパス】

→認知症の予防から認知症を発症した場合の進行に合わせて、「いつ・どこで・どのような医療介護サービスを受ければよいか」という適切なサービスの提供の流れを示したものです。

### 【認知症高齢者グループホーム】

→認知症の人が共同生活する住居で、入浴、食事等の介護や機能訓練などが受けられるサービスで、地域密着型サービスに該当します。

### 【認知症サポーター】

→認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を温かい目で見守る人のことをいいます。各地域で実施される「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症サポーターになることができます。

### 【認知症サポート医】

→かかりつけ医の認知症診療等に対する研修や助言を行うとともに、かかりつけ医と専門医療機関や高齢者あんしんセンターなどとの連携の推進役として、県が県医師会と協力して養成した医師です。

### 【認知症疾患医療センター】

→認知症の専門医療相談、鑑別診断や身体合併症・周辺症状の急性期対応など、認知症の専門医療機関としての機能と地域連携の機能を担う医療機関として、県から指定を受けたものです。

### 【認知症初期集中支援チーム】

→認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問して、状況を確認した上で認知症の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行う医療系専門職、介護系専門職、専門医によるチームのことで、

### 【認知症対応型共同生活介護事業所】

→「認知症高齢者グループホーム」で解説

### 【認知症地域支援推進員】

→認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者あんしんセンターに配置する者で、認知症関係機関（認知症疾患医療センター等）と地域で認知症の人を支援する関係者（介護サービス従業者、認知症サポーター等）との連携の構築や地域における認知症の人とその家族への支援体制の構築などの役割を担います。

### 【認知症伴走型支援事業】

→認知症の人とその家族に対する専門的な相談・助言等を日常的かつ継続的に行う事業のことです。

### 【認定調査】

→市職員や市から委託を受けた介護支援専門員が、要介護認定の調査対象者のところへ訪問し、面接により心身の状態や置かれている環境などを調査することです。

### 【認知症とともに生きる希望宣言】

→認知症とともに暮らす本人一人ひとりが自らの体験と思いを言葉にしたもの。希望をもって前を向き、自分らしく暮らし続けることを目指し 2018 年 11 月、日本認知症ワーキンググループ（JDWG）が表明したものです。

## は行

### 【パブリックコメント手続】

→市の基本的な政策などを定める条例や計画などの策定過程において、事前にその内容を公表して広く市民の意見を求め、提出された意見や提案を考慮して政策等を決定するとともに、寄せられた意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。

## ■資料編4 用語の解説

### 【バリアフリー化】

→高齢者や障害者などが社会生活をしていくうえで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁等、全ての障壁となるものを除去することです。

### 【一声かけ運動対象者把握活動】

→毎年6月1日を基準にひとり暮らし高齢者を対象として民生委員が健康状態や日常生活に関し状況把握するための活動です。2023年度から、県の「ひとり暮らし高齢者調査」が廃止になったことに伴う代替活動として実施しています。

### 【ひとり暮らし高齢者調査】

→県が実施主体の調査で、2022年度まで毎年実施していました。毎年6月1日を基準にひとり暮らし高齢者を対象として民生委員が健康状態や日常生活に関し調査していました。

### 【避難行動要支援者名簿】

→災害対策基本法に基づき市町村が整備する名簿で、災害時に一人または家族だけでは避難することが困難な在宅の高齢者や障害者等の情報を掲載した名簿のことです。

### 【福祉電話】

→緊急時などの連絡の手段として、一定の条件に該当する人に貸与される電話のことです。

### 【福祉避難所】

→高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱な人等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人のための災害時の避難所のことです。

### 【福祉有償運送】

→NPO 法人や社会福祉法人などが、障害者や高齢者など一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う、ドア・ツー・ドアの有償移送サービスです。

### 【包括的支援事業】

→地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行う事業のことです。

### 【訪問型・通所型サービス】

→要支援者等に対し、自立支援に向けた日常生活上の支援を提供するサービスです。訪問型サービスは掃除や洗濯などの支援を提供し、通所型サービスは機能訓練や通いの場などの支援を提供します。

### 【保健師】

→厚生労働大臣の免許を受けて保健指導に従事する者であり、主に県や市町村等の自治体に勤務しています。

### 【本人ミーティング】

→認知症の本人が集い、本人同士が主となって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのより良い暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場です。

## ま行

### 【民生委員】

→民生委員法により設置され、厚生労働大臣から委嘱を受けた人で、地域において住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に勤めています。

## や行

### 【有料老人ホーム】

→入居している老人に、入浴・排せつ・食事の介護、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、家事、健康管理のいずれかを提供する施設のことです。

**【ユニバーサルデザイン】**

→障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

**【養護老人ホーム】**

→環境上の理由及び経済的理由で居宅において生活することが困難な者を入所させ養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練などの援助を行う施設のことです。

**【予防給付】**

→要支援認定を受けた被保険者に対する保険給付で、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費等の支給があります。